

## パブリックコメントにおける意見について

## 1 パブリックコメント概要

## (1) 中間案の公表場所

教育企画室ホームページ，教育企画室，県政情報センター

各地方振興事務所（地域事務所）県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）

## (2) 意見の募集期間

平成28年10月6日（木）から11月5日（土）まで

## (3) 意見の提出状況

意見提出方法	意見提出者数（人・団体）	意見提出数（件）
電子メール	3	17
FAX・郵送	4	9
合 計	7	26

## (4) 意見の内訳

意見の内容	意見提出者数（人・団体）	意見提出数（件）
中間案に対する意見	7	25
その他の意見		1
合 計	7	26

## 2 意見内容等（中間案に対する意見）

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
1	第2章 本県教育の現状 2 本県教育の課題	全般	・学校教育，家庭教育，地域教育，障害教育等の対象が混在化しており，焦点化されていないと感じる。むしろ，学校教育に力点を置き，絞り込むぐらいの構成でも良いのではないか。（54歳・男性）	・本計画は，本県の教育施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり，学校教育から生涯学習まで幅広い内容で構成しています。なお，各分野の取組については，アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
2		全般	・一般的な記述が大半で，深い分析が記載されていない。形式や一般論にこだわらず，具体的で賛否両論があり得るような問題提起を期待したい。（54歳・男性）	・本計画は，教育施策の方向性等を示すものであり，詳細な分析や具体の取組等については，アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
3		P.8	・「(2) 不登校児童生徒の増加」において，アウトリーチなどという言葉を使うのは極力避け，分かりやすい日本語を使う姿勢を持ってほしい。（54歳・男性）	・本計画の策定に当たっては，分かりやすい表現を用いるように努めているとともに，専門用語については，注釈を付けて対応しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
4	第2章 本県教育の現状 2 本県教育の課題	P.8 ⑩ (P.34 ⑳)	・「(2) 不登校児童生徒の増加」に「分かる授業」づくりと書かれているのは、唐突な感じを受ける。実際問題として、学校は行きたくないところ、勉強はしたくないもの、という当たり前の感覚を認めた上で、何ができるかを論じるべきではないか。(54歳・男性)	・「分かる授業」とともに、「学校行事を含む特別活動の充実」を記載しました。これらの取組により、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」づくりを目指しています。
5		P.8 (P.59 ㉑) (P.74 ㉒)	・「(2) 不登校児童生徒の増加」で「分かる授業づくり」「行きたくなる学校づくり」を唱えるならば、学校現場にゆとりを生み出す努力を教育委員会にしてほしい。いじめ問題への対応も含め、一クラス40人という数の見直しを検討してほしい。(53歳・女性)	・「基本方向8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として、「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59)を記載しました。あわせて、「第5章 計画の推進」(P.74)において、学級編制の改善等に係る国への要請について記載しました。
6		P.11	・「(5) 英語教育の推進」において、グローバル化や英語教育の推進等が本当に必要不可欠な流れなのかを県独自に分析すべきではないか。(54歳・男性)	・グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は、コミュニケーションのために非常に重要なものであると考えています。
7	第3章 本県教育の目指す姿 2 計画の目標	P.27 (P.45 ㉓)	・目標6として、「子どもの遊び空間と時間の保証・安心して遊べる環境づくり」をぜひ入れて欲しい。(72歳・男性)	・「学ぶ土台づくり」に向けた取組の一つとして、イメージ図(P.45)に「遊びの環境づくり」を記載しました。
8	第4章 施策の展開	全般 (P.74 ㉔)	・予算や人材の確保という論点が抜け落ちている。(54歳・男性)	・第5章「計画の推進」(P.74)において、必要な財政上の措置等に係る国への要請について記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
9	第4章 施策の展開	全般	・学校教育に力点を置いて、学校教育について徹底的に論じるべきではないか。学校教育で何ができるのか、何ができないのかを実践的、事務的に、冷静に分析することが有効な視点であると思う。（54歳・男性）	・本計画は、本県の教育施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものであり、学校教育から生涯学習まで幅広い内容で構成しています。なお、現状と課題を踏まえ、具体的な取組等については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
10		全般	・現状の学年や校務分掌等の組織を前提として、何ができるか、どんな改善の方策があるか、を実践的・具体的に考えていかなければ実効性が生まれにくいのではないかと。（54歳・男性）	
11	基本方向1 豊かな人間性と社会性の育成	P.32 (P.49 ③)	・全ての子どもが「自分らしく生きる」ことが「志」をもって生きることの根幹であること。性は「自分らしさ」の根本であり、性自認と性的指向は多様であること。全ての子どもたちがお互いの違いを肯定的にとらえ、多様な人々がそれぞれの「志」をもって共に生きる社会を実現するため、他者への共感や思いやりを子どもたちに培うことを、方向性に記載してほしい。（51歳・男性）	・基本方向5（2）「多様な個性が生かされる教育の推進」（P.49）において、性的マイノリティとされる児童生徒への対応等を記載しました。あわせて、志教育などを通して、互いに尊重し合う心や思いやりの心を育てていきます。
12	基本方向2 健やかな体の育成	P.37	・県として、「部活動」の存在自体をどのように位置付けているのか論じるべきではないかと。（54歳・男性）	・「（1）健康な体づくりと体力・運動能力の向上」において、学校の運動部活動について記載しています。

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
13	基本方向3 確かな学力の育成	P.40	・改革ありきの議論がなされているが、現状が悪いのであれば、明治以来の取組を振り返って問題点を洗い出すなど、更に前の状態に戻すということも一つの選択肢になり得るはずで、深く議論すべき問題だと思う。方向性の提示だけでは納得が得られないのではないか。（54歳・男性）	・本計画は、教育施策の方向性等を示すものであり、詳細な分析や具体的な取組等については、アクションプラン及び個別計画等で示していきます。
14		P.40	・あまり学校の受け持ち分野を拡大せず、授業で何ができるのか、何ができないのかを中心に論じてはどうか。（54歳・男性）	
15	基本方向4 幼児教育の充実	P.44	・幼児教育の中に、学習に結び付けるような内容を入れないでほしい。幼児期こそ自然体験、遊びを大切にしてほしい。（53歳・女性）	・本県で取り組んでいる「学ぶ土台づくり」は、親子間の愛着形成の促進、基本的生活習慣の確立、豊かな体験活動による学びの促進などを目標としているものであり、学習に結び付けるものではありません。
16	基本方向5 多様なニーズに対応した きめ細かな教育の推進	P.47	・個性とは何か、どのように生かされていくべきかを、実生活で生きていくための方策として論じてみてはどうか。（54歳・男性）	・障害の有無を含めて、多様な個性を持つ全ての子どもたちの心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、教育施策の方向性等を示しているものです。
17		P.47 ⑳	・この箇所特別支援教育が記載されていることに疑問を感じる。個性について特別支援教育を念頭に置いた概念として捉えているように誤解されかねないのではないか。（54歳・男性）	・基本方向5の取組を、「(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」と「(2) 多様な個性が生かされる教育の推進」の2つに分けて整理しました。
18		P.49 ㉑	・文部科学省から発出された「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を踏まえ、「性的マイノリティ」に係る児童生徒に対する対応についても記載すべきである。（51歳・男性）	・「(2) 多様な個性が生かされる教育の推進」において、性的マイノリティとされる児童生徒への対応等を記載しました。

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
19	基本方向 8 安心して学べる教育環境 づくり	P.57 ④	・教員が多忙である現状を踏まえ、仕事内容や量の精選で、今の宮城の児童生徒に 1 番必要なものは何かを厳選し、そこに集中して取り組める教育環境の整備をしなければ、計画倒れになる。(団体)	・「基本方向 8 安心して学べる教育環境づくり」の取組として、教員が子どもと向き合える時間の確保など、「(2) 教職員を支える環境づくりの推進」(P.59) を記載しました。
20		P.57 ④	・本県教育の課題に、「教職員の多忙解消・業務改善」「子どもと向き合う時間の確保」を加えてほしい。また、新たな基本方向として「教職員の多忙解消・業務改善と子どもと向き合う時間の確保を記載するとともに、その具体的方策を記載してほしい。(36 歳・男性)	
21		P.57 ④	・本県教育の課題に、「教職員の多忙」を加えてほしい。また、基本方向 8 の方向性の 1 番目に、「教職員の負担軽減・多忙解消による子どもたちに向き合える体制づくりの充実・強化」を記載するとともに、その具体的方策を記載してほしい。(団体)	
22		P.57 ④	・方向性の中に、教職員の多忙解消の方針を入れてほしい。多忙解消なしに「学校教育の水準向上」「安全で質の高い教育環境は」ありえない。「子どもたちに対する教育的愛情や深い理解」をしていくためにも教職員にゆとりが必要である。(53 歳・女性)	

No.	項目名	ページ	意見の内容（中間案に対する意見）	中間案②における記載内容（案）等
23	基本方向8 安心して学べる教育環境 づくり	P.57	・「学校教育の水準向上」「安全で質の高い教育環境」というのは、どんな学校なのか。給食室の老朽化、気温30度以上の調理場のほか、児童生徒の机やイスも古い。また、学習内容が多く、学習内容を理解できないまま授業が進められている。方向性と現状があまりにもかけ離れている。現場の声を良く聞いてほしい。（53歳・女性）	・基本方向8「安心して学べる教育環境づくり」の取組として、引き続き学校現場とともに、改善に向けて取り組んでいきます。
24		P.57	・教職員人事、校長の任命や優秀な若い教職員の採用も含め、教職員の任命責任や指導における監督責任など、県教育委員会の体制改善について追記して欲しい。（72歳・男性）	・「(1) 教員の資質能力の総合的な向上」において、教員採用選考の改善、人事異動の在り方の工夫・改善等について記載しており、計画の方向性に基づき、責任を持って取組を進めていきます。
25		P.58	・教育実践を推進していくのは、学年・学校でのチームワークによるところが大きいと考える。表彰される教員の陰で、もっと頑張っているのに日の目を見ない教員がやる気を無くしているのが現状である。人事評価制度は、学校現場には合わないことから、計画への記述は不要ではないか。（団体）	・人事評価制度は、教職員一人一人の資質能力の向上と意欲の向上に向けて実施しているものであり、制度の趣旨を踏まえ、着実な運用を行っていきます。

### 3 意見内容等（その他の意見）

No.	意見の内容
26	・入試制度に関して、数理統計的な手法を使って分析ができる人はいると思うが、実際に表に出てくる分析や評価は、実感と大きく食い違っている。大胆な、高度な分析を期待する。（54歳・男性）